

『立命館人間科学研究』編集規程

1. 【目的】立命館大学人間科学研究所（以下、「研究所」という）は、研究所の成果を発信し、立命館大学（以下、「本学」という）における人間科学研究の興隆と人間科学の発展を目的として学術誌『立命館人間科学研究』（英文名：Ritsumeikan Journal of Human Sciences）（以下、「本誌」という）を発行する。
2. 【規程の性格】本規程は、『立命館人間科学研究』の編集・発行に関する重要事項を定める。
3. 【発行時期】本誌は、定期刊行物として原則として毎年度6月と12月に発行する。研究所編集委員会（以下、「編集委員会」という）が定める場合は、臨時に増刊して発行することができる。
4. 【編集体制】本誌の編集は、編集委員会が行い、編集長が統括する。
5. 【掲載内容】本誌には、人間科学研究の発展に寄与する論文等を掲載する。研究所の研究成果を主に、人間科学に関する基礎研究並びに応用・実践・臨床研究の成果を示す学術論文、研究所が主催又は共催する講演会等における講演録、本誌の編集方針・掲載論文に関する論評、人間科学についての論評、人間科学に関する書評、及び研究所の活動記録等を掲載する。
6. 【倫理規定】本誌に掲載する原稿は、研究実施・成果発表に関する倫理を遵守したものでなくてはならない。
7. 【著作権遵守】編集委員会は、受理した論文等が第三者の著作権を侵害することがないように留意するとともに、著者に対して著作権侵害の疑いがないことを確認する。
8. 【著作権】本誌に掲載される論文等は、「立命館大学人間科学研究所著作物取り扱いに関する申合せ」の適用を受ける。本誌に掲載された論文等の転載等詳細については、同申合せによる。
9. 【リポジトリ等】本誌の普及を図るため掲載論文の内容の一部あるいはすべてを、立命館大学機関リポジトリ、国立国会図書館、国立情報学研究所等が作成するデータベース等に提供する。ただし、編集委員会が特別の事情を認めた場合は公開しないことがある。
10. 【紙媒体・電子化】本誌は、印刷物として発行するとともに、電子ファイルを研究所ウェブ等により公衆送信する。
11. 【一号完結】掲載論文は一つの号で完結するものとし、分割して掲載することは原則として行わない。ただし、編集長が特別に認める場合は分割して掲載することができる。
12. 【言語】掲載原稿は、日本語又は英語とする。表題・著者名・抄録・キーワード、ならびに目次については日英両言語で誌名を構成する。
13. 【種別】本誌の掲載原稿は、投稿原稿と依頼原稿から構成される。依頼原稿については、編集委員会の議論をふまえて編集長が定める。
14. 【募集・投稿者】各号の発行計画に合わせ、期限を定めて投稿募集あるいは執筆依頼を行う。なお、本誌を特集号として編集する場合は、投稿募集を行わないことがある。投稿原稿は、以下に該当するものを受け付ける。
 - ① 研究所が実施するプロジェクト研究の一環として行われた研究の成果を示す論文
 - ② 本学専任の教職員・研究員およびそれに準じる者が著者又は共著者である論文
 - ③ 本学の大学院生、研究生、研修生等の身分にある者の単著又は共著論文であり、本学専任の

教職員の研究指導と論文作成上の指導を経たことが明示されている論文

15. 【区分】本誌に掲載する投稿原稿には、付表1の区分と基準・制限字数を設ける。書評、論評、講演録等、これらの区分に該当しないと思われる原稿は、投稿を認めない。依頼によりこれらの原稿を掲載する場合は、編集長が適切な区分を用いる。投稿原稿の制限字数について、編集長が内容により若干の増頁を認めることができる。
16. 【論説】編集長は、本誌の編集方針の解説、掲載論文の解説、研究所における研究活動の促進などのために、論説を掲載することができる。
17. 【執筆要領】本誌に掲載する原稿の様式の統一のために、別途執筆要領を定める。原則として、本誌掲載のすべての原稿は、この執筆要領に従って作成されなければならない。本誌の学際性に鑑み、執筆要領は学術誌として不可欠な事項を中心とした簡潔で分かりやすいものとする。
18. 【受稿】執筆要領等を遵守し、本誌の趣旨に合致しかつ学術誌にふさわしい内容を含んでいる投稿原稿については、受稿する。ただし、編集長は、執筆要領、制限字数から著しく逸脱しているもの、その他学術誌にふさわしくない内容を含む投稿原稿については、査読に付さずに却下することができる。また、編集長は、本誌の趣旨から明らかに外れているもの、学術論文としての質の担保を行うことが著しく困難であるものなど、編集実務上の要請によって投稿原稿を不受稿とすることができる。
19. 【投稿論文の査読】受稿された投稿原稿については、付表1で指定されたものについて、論文審査（査読ならびに判定）を行う。査読に関する必要な事項は、別途編集委員会が定める。なお、査読を経た掲載論文については、その旨を誌面で明記する。判定とは掲載の可否を定めることをいう。
20. 【掲載の判断】編集長は、査読のある原稿についてはその結果をふまえ、査読のない原稿については、必要に応じ編集委員の意見を聴取したうえで、投稿原稿の受理・掲載不可・修正原稿作成・投稿区分変更の提言等の扱いを判定し、これを投稿者に通知する。
21. 【再査読の免除の特例】論文審査を経て修正が行われた投稿原稿が、査読者の指摘に適切に対応したものであると認められる場合、編集長は改めて査読に付さず受理することができる。
22. 【受理後の処理・著者校正】受理された投稿原稿は、印刷工程に入る。印刷工程においては、内容上の修正は認められない。すなわち、著者校正は、誤字・脱字等、誤植の訂正のみに限定され、本文の追加・修正等は認められない。著者校正は、原則として再校までとする。
23. 【別刷】掲載原稿については別刷を作成し、著者に50部を贈呈する。それ以上の部数の作成については、著者の実費負担とする。
24. 【執筆料】本学関係者（本学の教職員並びに大学院生・研究生・研修生等）以外の者に編集委員会から執筆を依頼した場合にかぎり、学内基準に従って執筆料を支払う。

付則

1. 本規程の改廃は、人間科学研究所『立命館人間科学研究』編集委員会が行う。
2. 本規程は、2013年4月1日に施行し、本誌第29号から適用する。
3. 本規程の施行に伴い、現行の『立命館人間科学研究』執筆・投稿規定は廃止する。
4. 本規程の一部改定は、2013年5月20日に施行し、本誌第29号から適用する。

5. 本規程の一部改定は、2013年6月21日に施行し、本誌第30号から適用する。
6. 本規程の一部改定は、2014年10月9日に施行し、本誌第32号から適用する。(受稿に関する改定)
7. 本規程の一部改定は、2018年4月6日に施行し、本誌第39号から適用する。

付表1

区分	基準	審査	制限分量
原著論文 (Original Articles)	実証的あるいは論考的研究に基づく未発表の独創的な論文で、先行研究をふまえ、学術的に妥当な方法論に則って新しい知見を提出しているもの	査読をふまえて、編集長の判定によって行われる	和文 20,000 字 英文 8,000 words
展望論文 (Reviews)	特定の研究主題や分野に関する研究成果の概説と論評、研究の現況と課題など、当該研究の啓蒙と啓発に寄与する内容の評論であって、未発表のもの	査読をふまえて、編集長の判定によって行われる	和文 23,000 字 英文 9,000 words
実践報告 (Practical Research)	応用・実践・臨床の現場における研究の経過や事例研究の成果など、当該分野における実証的研究の進展に寄与する内容の報告であって、未発表のもの	査読をふまえて、編集長の判定によって行われる	和文 14,000 字 英文 6,000 words
実践と論考 (Practice & Discussion)	当該分野における実証的あるいは論考的研究への新たな示唆や問題提起等を含む論文であって、未発表のもの。調査研究の報告、新たに開発された研究方法の紹介等、学術的価値の認められる資料論文を含む。	必要に応じ編集委員の意見を聴取したうえで、編集長の判定によって行われる	和文 11,000 字 英文 4,500 words

※ 字数には表題・図表・注・引用文献を含み、和英抄録を含まない。ただし、文字としてカウントできない図表は、大きさにより以下のように文字数換算してカウントする。

1/4 ページ相当：400 文字、1/2 ページ相当：800 文字、1 ページ相当：1600 文字。